

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
は、翌日の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの  
計量器の定期検査の実施  
保安林の指定の解除  
解除予定の保安林  
土地改良事業計画の適否の決定(七件)

- ◇公安規則 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇人委規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四中「五、五〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「一〇人一日当たり 三〇〇円」を「知事が別に定める額」に改め、同表の一の2の(三)中「七二〇、〇〇〇円」を「七五四、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「四五〇円」を「五〇〇円」に改め、同表の三の3の(一)の表

中	一〇、〇〇〇円	一一、七〇〇円	一八、四〇〇円	二二、〇〇〇円
	一六、一〇〇円	二〇、七〇〇円	二八、七〇〇円	三三、六〇〇円
円	二七、八〇〇円	四、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一三、
円	四二、四〇〇円	五、七〇〇円	一六、九〇〇円	二二、

を

三〇〇円	一九、四〇〇円	二三、一〇〇円	二九、二〇〇円	四、二〇〇円
七〇〇円	三〇、二〇〇円	三五、三〇〇円	四四、六〇〇円	六、〇〇〇円
〇円			三、四〇〇円	四、
〇円			五、二〇〇円	七、

に改め、別表第一の三の3の2の表中

六〇〇円	六、九〇〇円	八、四〇〇円	一〇、七〇〇円	一、四
〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、九〇〇円	一五、〇〇〇円	一、九

〇〇円	三、五〇〇円	四、八〇〇円	七、二〇〇円
〇〇円	五、五〇〇円	七、三〇〇円	一〇、五〇〇円
一			

八、七〇〇円	一一、二〇〇円	一、五〇〇円
二、四〇〇円	一五、六〇〇円	二、〇〇〇円

に改め、別表第一の六の3中「二五一、一〇〇円」を「一六〇、六〇〇円」に改め、同表の八の3の(2)中「二、四九〇円」を「二、六四〇円」に、「二、六九〇円」を「二、八五〇円」に改め、同表の九の3中「六二、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「四九、六〇〇円」を「五九、二〇〇円」に改め、同表の十一の4の(1)中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の十二の3中「四一、九〇〇円」を「四六、四〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中、「八、四〇〇円」を「九、〇四〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、四八〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「七、〇六〇円」を「七、八〇〇円」に、「七、五七〇円」を「八、三六〇円」に改め、同表の一の2中「一、一〇一円」を「一、一八五円」に、「七八七円」を「八五〇円」に、「六八二円」を「七三四円」に、「九二六円」を「一、〇二三円」に、「九九三元」を「一、〇九六円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町 道西二〇一	昭和五十三年七月二十五日
細田内科医院	米子市角盤町三丁目 一六九	昭和五十三年七月十七日
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢 四三八	昭和五十三年七月二十八日
橋本齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿 五五六	昭和五十三年七月二十一日
陶赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	昭和五十三年七月二十五日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	昭和五十三年七月十五日
東邦堂薬品 陶花園支店	米子市花園町三五	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"

鳥取県告示第六百六十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	昭和五十三年七月十五日
東邦堂薬品 陶花園支店	米子市花園町三五	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"

鳥取県告示第六百六十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	全国	昭和五十三年七月十五日
東邦堂薬品 陶花園支店	米子市花園町三五	"	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"	"

鳥取県告示第六百六十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
梶井英治	鳥国医第二、二七九号	昭和五十三年七月七日
渡辺賢司	鳥国医第二、二八〇号	"
津下宏	鳥国医第二、二八一号	昭和五十三年七月十日

鳥取県告示第六百六十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 検査に係る計量器

計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

二 検査の実施期日等

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
九月 四日	午前十時から 午後三時まで	米子市	福原中学校
九月 五日	"	"	米子市住吉公民館
九月 六日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	米子市義方公民館
九月 七日	"	"	就将小学校
九月 八日	"	"	米子市明道公民館
九月十一日	"	"	啓成小学校
九月十二日	午前十時から 正午まで	"	鳥取大学医学部
"	午後一時から 午後二時まで	"	国立米子病院
九月十九日	午前十時から 午後三時まで	"	米子市明道公民館

鳥取県告示第六百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町字六万坊一七一八の三(次の図に示す部分に限る。)  
保安林として指定された目的

## 風害の防備

## 三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第六百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開拾一五五の一、字新開拾壹一六四の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字新開拾壹一六四の一三

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第六百六十六号

昭和五十三年六月十四日付けで岸本町から申請のあった土地改良(立岩地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

岸本町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百六十七号

昭和五十三年六月十四日付けで岸本町から申請のあった土地改良(真野地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十八号

昭和五十三年七月一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(荘地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十九号

昭和五十三年六月二十日付けで河原町から申請のあつた土地改良(神馬地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十号

昭和五十三年六月十二日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(田越

地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十一号

昭和五十三年五月二十九日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(松谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十二号

昭和五十三年五月二十九日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(成美地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の倉吉市農業協同組合の項中 倉吉支所 倉吉市住吉町

を 倉吉支所 倉吉市駄経寺町 に改め、同表の多里農業協同

組合の項中 本 所 日野郡日南町多里 を 本 所 日野郡

日南町湯河 に改める。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（通信指令室）

第二十条の二 外勤課に、通信指令室（以下「指令室」という。）を附置する。

2 指令室の位置は、鳥取市とする。

3 指令室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、指令室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。



(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

2 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

4	2	小計	28	43	を	小計	24	42
外勤課		1	5	を		外勤課		2

に、  

増添機務課	2	8	を	増添機務課	1	4
-------	---	---	---	-------	---	---

 に、

小計 14 29 を 小計 13 30 に改める。

### 人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の警察の警察本部の項中「隊長」を「隊長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第二十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の警察の警察本部の項中「所長」を「所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。